

熊本県公報

第 1 1 4 5 1 号
平成 18 年 9 月 1 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業所の指定 (訪問看護)..... (高齢者支援総室) 1
- " (介護予防訪問看護)..... (") 1
- " (訪問看護)..... (") 2
- " (介護予防訪問看護)..... (") 2
- 天草不知火海区における漁場計画に係る漁業権の免許..... (水産振興課) 2
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定..... (交通安全・青少年課) 3
- 男性警察官用短靴に係る一般競争入札の実施..... (管理調達課) 3
- 道路の供用開始..... (道路保全課) 3
- 平成 18 年 9 月熊本県議会定例会の招集..... (財政課) 4
- 指定居宅サービス事業所の指定 (通所介護)..... (高齢者支援総室) 4
- " (介護予防通所介護)..... (") 4

公 告

- 保安林内立木伐採限度面積の公表..... (森林保全課) 4
- 男性警察官用短靴に係る一般競争入札の実施..... (管理調達課) 5
- 男性警察官用冬帽子、冬活動帽子に係る一般競争入札の実施..... (") 8
- 男性警察官用冬ワイシャツに係る一般競争入札の実施..... (") 10
- 平成 18 年度後期技能検定実施予定職種..... (労働雇用総室) 12

訓 令

- 熊本県保健医療対策推進本部規程を廃止する訓令..... (医療政策総室) 14

登 載 依 頼

- 地域交通安全活動推進委員の委嘱..... (警察本部交通企画課) 14
- 熊本県環境影響評価条例に基づく環境影響評価方法書に係る公告..... (松山開発株式会社) 15
- 熊本県公安委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則等の一部を改正する規則..... (警察本部警務課) 15
- 熊本県警察本部長が管理する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程..... (") 57
- くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会の開催..... (少子化対策課) 60

告 示

熊本県告示第 895 号
介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 18 年 9 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社コムスン 訪問看護ステーション熊本駅前 熊本市二本木三丁目 7 番 35 号	株式会社コムスン	平成 18 年 9 月 1 日

熊本県告示第 896 号
介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 18 年 9 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社コムスン 訪問看護ステーション熊本駅前 熊本市二本木三丁目 7 番 35 号	株式会社コムスン	平成 18 年 9 月 1 日

熊本県告示第 897 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 9 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社コムスン 訪問看護ステーション八代 熊本県八代市鏡町内田 432 番地 1	株式会社コムスン	平成 18 年 9 月 1 日

熊本県告示第 898 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 9 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社コムスン 訪問看護ステーション八代 熊本県八代市鏡町内田 432 番地 1	株式会社コムスン	平成 18 年 9 月 1 日

熊本県告示第 899 号

平成 18 年 5 月 19 日熊本県告示第 553 号により公示した天草不知火海区における漁場計画に係る漁業権について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 10 条の規定に基づき、次のとおり漁業権の免許をした。

平成 18 年 9 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 免許の内容
平成 18 年 5 月 19 日熊本県告示第 553 号の内容のとおり
- 2 免許の存続期間

漁場計画番号（免許番号）	存続期間
天区第 121 号から 天区第 127 号まで	平成 18 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで

3 漁業権者

漁場計画番号 (免許番号)	漁業権者	
	氏名又は名称	住 所
天区第 121 号	山本 宣	天草市御所浦町牧島又又 1223 番地
天区第 122 号	山本 宣	天草市御所浦町牧島又又 1223 番地
天区第 123 号	濱本 重見	天草市御所浦町御所浦 3897 番地 4
天区第 124 号	山本 宣	天草市御所浦町牧島又又 1223 番地
天区第 125 号	山本 宣	天草市御所浦町牧島又又 1223 番地
天区第 126 号	株式会社 金子真珠	兵庫県神戸市東灘区住吉本町三丁目 15 番 31 号
天区第 127 号	有限会社 本渡真珠	天草市下浦町 2865 番地

熊本県告示第 900 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 18 年 8 月 23 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 18 年 9 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	SEX マシン 卑猥な季節（新東宝） 巨乳妻ナイト倶楽部 ご主人様たっぷり出して（新東宝） 未亡人女将 我慢できないの（オーピー映画） 女囚の性 食らい込む人妻（新日本） 情痴妻 脱がされた長襦袢（新東宝） 欲情夫婦 えげつない性生活（新日本） OL 破れたエロ下着（新東宝） 処女花嫁 初めての悦び（オーピー映画） 新鍵穴 絡み合う舌と舌（新東宝） ピンサロ病院 4 ノーパン看護（新東宝） 痴漢義父 新妻をいたずら（オーピー映画） 新人バスガイド くわえ上手な唇（オーピー映画）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第 901 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 18 年 9 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達物品及び数量
男性警察官用短靴 2,465 足
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-2581（ダイヤルイン）
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 18 年 9 月 1 日（金）から平成 18 年 10 月 6 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録日から平成 20 年 9 月 30 日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日まで行う。

熊本県告示第 902 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供

用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 9 月 1 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 9 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	新高浜港線	天草市河浦町河浦字野岸 410 番 1 地先から 同町河浦字屋敷山 519 番 8 地先まで	243	単橋改

2 供用を開始する期日 平成 18 年 9 月 1 日

熊本県告示第 903 号

平成 18 年 9 月 15 日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。

平成 18 年 9 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 904 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 9 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター湧心苑ふれあい館 熊本市出水一丁目 4 番 21 号	医療法人社団藤榮会	平成 18 年 8 月 24 日

熊本県告示第 905 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 9 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター湧心苑ふれあい館 熊本市出水一丁目 4 番 21 号	医療法人社団藤榮会	平成 18 年 8 月 24 日

公 告

熊本県公告第 662 号

森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により、平成 18 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき第 3 回分としての森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 34 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成 18 年 9 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

（森林法第 34 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度）

森林計画区	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の許容限度 (ヘクタール)
白川・菊池川地域森林計画区	菊池川水源かん養保安林	787.92
	菊池川土砂流出防備保安林	113.86
	菊池川保健保安林	0.54

	阿蘇地区水源かん養保安林	641.11
	阿蘇地区土砂流出防備保安林	35.18
	阿蘇地区保健保安林	1.77
	小国地区水源かん養保安林	102.52
	小国地区土砂流出防備保安林	15.83
	五ヶ瀬川水源かん養保安林	48.19
	五ヶ瀬川土砂流出防備保安林	6.66
	大野川水源かん養保安林	77.02
	大野川土砂流出防備保安林	13.78
	熊本市干害防備保安林	2.07
	植木町干害防備保安林	5.80
	山鹿市干害防備保安林	2.12
緑川地域森林計画区	緑川水源かん養保安林	841.25
	緑川土砂流出防備保安林	102.63
	宇城地区水源かん養保安林	230.87
	宇城地区土砂流出防備保安林	10.77
天草地域森林計画区	天草地区水源かん養保安林	332.36
	天草地区土砂流出防備保安林	116.24
	天草地区保健保安林	0.88
球磨川地域森林計画区	氷川五家荘地区水源かん養保安林	1,149.55
	氷川五家荘地区土砂流出防備保安林	26.70
	氷川五家荘地区保健保安林	2.00
	城南地区水源かん養保安林	457.23
	城南地区土砂流出防備保安林	92.66
	球磨地区水源かん養保安林	4,259.27
	球磨地区土砂流出防備保安林	513.45
	球磨地区落石防止保安林	0.28
	球磨地区防風保安林	0.80
	球磨地区保健保安林	23.95

熊本県公告第 663 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 9 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
男性警察官用短靴 2,465 足
- (2) 調達物品の規格及び品質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成 19 年 2 月 28 日（水）
- (4) 納入場所
熊本県警察本部各課及び各警察署等
- (5) 入札方法

ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱

- (平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者においては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者においては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 4 の (3) 記載の入札の日時において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成 14 年熊本県告示第 811 号)による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 納入しようとする物品の見本品(現品)を熊本県警察本部警務部警務課装備係に提出し、確認を受けたことを証明する書類を入札書の提出期限までに 3 に記載する場所に提出した者であること。
なお、見本品(現品)の提出期間は、平成 18 年 9 月 1 日(金)から平成 18 年 10 月 10 日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。
- 3 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班(県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2580(ダイヤルイン)
- 4 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
3 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 18 年 9 月 1 日(金)から平成 18 年 10 月 17 日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
3 に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 18 年 10 月 20 日(金)午前 11 時から
イ 場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県出納局管理調達課分室(県庁行政棟本館 2 階)
 - (4) 入札書の提出方法
4 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3 に記載の場所に平成 18 年 10 月 19 日(木)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 5 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 4 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、入札保証金免除申請書に添えて、平成 18 年 10 月 17 日(火)までに 3 に記載する場所に提出すること。
 - (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者が行った入札
イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札

- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理を行った者の入札
- ケ 2 以上の意思表示を行った入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

6 Summary

- (1) Name and quantity of merchandise:
2465 pairs of shoes for
men policeman
- (2) Delivery deadline
February 28th, 2007
- (3) Place of delivery:
The headquarters of the kumamoto
police
- (4) Date and Place to submit a bidding
proposal:
Date: October 20th, 2006, 11:00am
Place: Kumamoto Prefectural Government
Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government
Main building)
- (5) Deadline for bidding proposal by
mail (Registered only):
Bidding proposal must arrive no
later than October 19th, 2006
- (6) Language and currency:
Language: Japanese
Currency: Japanese yen only
- (7) Contact Section:
Contract Section,
Management and Purchasing Division
Treasury Bureau
Kumamoto Pref. Gov.
6-18-1 Suizenji, Kumamoto - City,
Kumamoto Pref. 862-8570 Japan
Tel. 096-333-2580

熊本県公告第 664 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 9 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
男性警察官用冬帽子 1,282 個
男性警察官用冬活動帽子 1,136 個
- (2) 調達物品の規格及び品質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成 19 年 2 月 28 日 (水)
- (4) 納入場所
警察本部各課及び各警察署等
- (5) 入札方法
ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得 (昭和 39 年熊本県告示第 420 号) の規定を準用する。
ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。) による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5 の (3) 記載の入札の日時において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領 (平成 14 年熊本県告示第 811 号) による指名停止期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品に必要とする生地 of 供給を受けることが可能であると認められる書類を熊本県出納局管理調達課へ提出した者
- (6) 納入する物品又は類似する物品について、過去 5 年の間に生産又は販売実績を有すること。
- (7) 納入する物品の縫製設備が日本国内にあり、熊本県の求めにより検査に応じられること。
- (8) (5)、(6) 及び (7) については、これを証明する書類を平成 18 年 9 月 1 日 (金) から平成 18 年 10 月 3 日 (火) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に 4 に記載の場所へ提出すること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2 の (1) に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3 の (2) の場所へ持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班 (県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581 (ダイヤルイン)
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 18 年 9 月 1 日 (金) から平成 18 年 9 月 27 日 (水) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成 20 年 9 月 30 日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続

- 前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日まで行う。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2580（ダイヤルイン）
 - 5 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成 18 年 9 月 1 日（金）から平成 18 年 10 月 3 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 - イ 交付場所
4 に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成 18 年 10 月 6 日（金）午前 10 時から
 - イ 場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県出納局管理調達課分室（県庁行政棟本館 2 階）
 - (4) 入札書の提出方法
5 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 18 年 10 月 5 日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
 - 6 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、入札保証金免除申請書に添えて、平成 18 年 10 月 3 日（火）までに 4 に記載する場所に提出すること。
 - (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
 - イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
 - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った入札
 - エ 記名押印を欠く入札
 - オ 金額を訂正した入札
 - カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - キ 明らかに連合によると認められる入札
 - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理を行った者の入札
 - ケ 二以上の意思表示を行った入札
 - コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
 - (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (5) 最低制限価格
設定しない。
 - (6) 契約の締結
 - ア 契約書作成の要否
要
 - イ 契約の締結期限

- ウ 落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 665 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 9 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 調達物品及び数量
男性警察官用冬ワイシャツ 2,165 着
- (2) 調達物品の規格及び品質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成 19 年 2 月 28 日（水）
- (4) 納入場所
警察本部各課及び各警察署等
- (5) 入札方法
- ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5 の（3）記載の入札の日時において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品に必要な生地の供給を受けることが可能であると認められる書類を熊本県出納局管理調達課へ提出した者
- (6) 納入する物品又は類似する物品について、過去 5 年の間に生産又は販売実績を有すること。
- (7) 納入する物品の縫製設備が日本国内にあり、熊本県の求めにより検査に応じられること。
- (8)（5）、（6）及び（7）については、これを証明する書類を平成 18 年 9 月 1 日（金）から平成 18 年 10 月 3 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に 4 に記載の場所へ提出すること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3 の（2）

- の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成18年9月1日（金）から平成18年9月27日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成20年9月30日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成20年7月1日から平成20年7月31日まで行う。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2580（ダイヤルイン）
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成18年9月1日（金）から平成18年10月3日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成18年10月6日（金）午前10時40分から
イ 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課分室（県庁行政棟本館2階）
- (4) 入札書の提出方法
5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成18年10月5日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、入札保証金免除申請書に添えて、平成18年10月3日（火）までに4に記載する場所に提出すること。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

- 実技試験及び学科試験
- 3 技能検定試験の手数料及び実施期日等
 - (1) 実技試験
 - ア 実技試験の手数料

検 定 実 施 職 種	手数料の額
鋳造、鍛造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、金属ばね製造、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、紳士服製造、プラスチック成形、ガラス製品製造、石材施工、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、バルコニー施工、ガラス施工、塗装、義肢・装具製作、舞台機構調整	15,700 円 (10,500 円)
機械検査、婦人子供服製造	13,000 円 (8,700 円)
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図	11,500 円 (7,700 円)

かっこ書きの手数料は、熊本県手数料条例別表第 20 に定める在校生等が受検する場合に適用する。

- イ 実施期日
実技試験は、平成 18 年 11 月 24 日から平成 19 年 2 月 18 日までの間において、熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- ウ 実施場所
実技試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。
- エ 問題の公表
実技試験の問題は、平成 18 年 11 月 17 日に熊本県職業能力開発協会で公表する。
- (2) 学科試験
 - ア 学科試験の手数料 3,100 円
 - イ 実施期日

等 級	検 定 職 種	実施年月日
1 級及び 2 級	鍛造、機械検査、婦人子供服製造、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工	平成 19 年 1 月 28 日
3 級	機械検査、電気機器組立て、配管、内燃機関組立て	
1 級及び 2 級	舞台機構調整	平成 19 年 1 月 31 日
特級	鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造	平成 19 年 2 月 4 日
1 級及び 2 級	金型製作、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、ガラス製品製造、石材施工、パン製造、みそ製造、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工、機械・プラント製図、塗装	
単一等級	樹脂接着剤注入施工、バルコニー施工	
3 級	冷凍空気調和機器施工、建築大工、機械・プラント製図	
1 級及び 2 級	金属ばね製造、機械保全、半導体製品製造、和裁、厨房設備施工、テクニカルイラストレーション、義肢・装具製作	平成 19 年 2 月 11 日
3 級	和裁、テクニカルイラストレーション	

- ウ 実施場所
学科試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

- 4 受検申請の手続
- (1) 提出書類
技能検定受検申請書を(2)の提出先に提出すること。
なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面を添えること。
- (2) 提出先
熊本県職業能力開発協会
熊本市水前寺六丁目5番19号熊本県住宅供給公社ビル内
電話 096-384-1711
- (3) 受付期間
平成18年9月25日から平成18年10月6日まで
- (4) 受検申請に関する注意等
- ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会に交付する。
なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、140円切手をはったもの)を同封すること。
- イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
なお、郵送による申請書は、平成18年10月6日までの消印のあるものに限り受け付ける。
- ウ イの場合において、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。
- 5 手数料の納付方法等
実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。
なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。
- 6 合格発表
- (1) 合格通知
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が平成19年3月13日以降に書面で通知する。
- (2) 技能検定の合格者の受検番号は、平成19年3月13日に熊本県庁行政棟本館1階ロビーの掲示板及び熊本県庁ホームページにおいて名簿を掲示及び記載する。
- (3) 技能検定の合格証書及び技能士章の交付等
技能検定の合格者には、特級、1級及び単一等級については、厚生労働大臣、2級及び3級については、熊本県知事の合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から特級技能士章、1級技能士章、単一等級技能士章、2級技能士章、3級技能士章がそれぞれ交付される。
- 7 その他
技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部労働雇用総室産業人材育成室又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

訓 令**熊本県訓令第47号**

本庁各部(局)課(総室・室・センター)
各 地 方 出 先 機 関
熊本県保健医療対策推進本部規程を廃止する訓令を次のように定める。
平成18年9月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子
熊本県保健医療対策推進本部規程を廃止する訓令
熊本県保健医療対策推進本部規程(昭和47年熊本県訓令第118号)は、廃止する。
附 則
この訓令は、平成18年9月1日から施行する。

登 載 依 頼**熊本県公安委員会告示第23号**

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の29の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のように委嘱したので、地域交通安全活動推進委員に関する規程(平成3年熊本県公安委員会規程第2号)第4条の規定により告示する。
平成18年9月1日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

- 1 委嘱年月日
平成 18 年 9 月 1 日
- 2 委嘱を受けた者の氏名、住所及び活動区域

氏名	住 所	活動区域
田尻 一男	熊本市梶尾町 337 番地 2	熊本北警察署管轄区域
山部 頼子	阿蘇市一の宮町宮地 1968 番地 6	阿蘇警察署管轄区域

公告

熊本県環境影響評価条例（平成 12 年熊本県条例第 61 号）第 5 条第 1 項の規定により松山株式会社 廃棄物最終処分場事業に関する環境影響評価方法書を作成したので、同条例第 7 条の規定に基づき次のとおり関係書類を縦覧に供します。

平成 18 年 9 月 1 日

松山開発株式会社 代表取締役 松崎 忠 一

- 1 事業者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 松山開発株式会社 代表取締役 松崎 忠一
 - (2) 住所 熊本県天草市五和町二江 4775 番地
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 松山開発株式会社 廃棄物最終処分場事業
 - (2) 種類 一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場（管理型最終処分場）の設置事業
 - (3) 規模 計画埋立面積 約 49,000 平方メートル
- 3 対象事業実施区域の位置
熊本県宇城市三角町手場字鍋島 1169-1 他 84 筆
- 4 条例第 6 条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域
熊本県宇城市三角町手場字鍋島 1169-1 他 84 筆及びその周辺
- 5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 場所 松山開発株式会社（住所：熊本県天草市五和町二江 4775 番地）
宇城市市民部環境衛生課、同市三角支所市民課
熊本県宇城保健所衛生環境課
 - (2) 期間 平成 18 年 9 月 1 日から平成 18 年 10 月 2 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - (3) 時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 6 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、書面で次により事業者に提出することができます。
 - (1) 提出期限 平成 18 年 10 月 16 日
 - (2) 提出先 〒 863-2421 熊本県天草市五和町二江 4775 番地
松山開発株式会社
 - (3) 意見書の提出に必要な事項
意見書には次に掲げる事項を記載すること。
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
イ 意見書の提出の対象である方法書の名称
ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）

熊本県公安委員会規則第 16 号

熊本県公安委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 18 年 9 月 1 日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

熊本県公安委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則等の一部を改正する規則

（熊本県公安委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部改正）

第 1 条 熊本県公安委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成 14 年熊本県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 3 号及び別記様式第 4 号を次のように改める。

別記様式第 3 号

行政文書部分開示決定通知書		
熊本県公安委員会指令第 号		
住所 氏名		
年 月 日付で請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第 1 1 条第 1 項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。		
年 月 日		
熊本県公安委員会 印		
行政文書の名称		
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時
	場所	
開示の実施の方法		
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	円
	2 写しの送付に要する費用	郵便切手 円分
開示しないこととした部分並びに開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由		
担 当 所 属	電話番号	内線
備 考		
<p>注 1 指定された開示を実施する日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当所属に電話等で連絡してください。</p> <p>2 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。</p> <p>3 行政文書の開示によって得た情報は、条例第 4 条の規定により適正に使用しなければなりません。</p> <p>4 写しの作成及び送付には、電磁的記録を用紙に出力したもの又は複製物の作成及びこれらの送付を含みます。</p>		
教 示		
<p>1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、熊本県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>		

（日本工業規格 A 4）

別記様式第 4 号

行政文書不開示決定通知書

熊本県公安委員会指令第 号

住所
氏名

年 月 日付で請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおりその全部を開示しないことと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	1 条例第 7 条第 号に該当 2 条例第 10 条に該当 3 その他 (理 由)
担 当 所 属	電話番号 内線
備 考	

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、熊本県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

(日本工業規格 A 4)

「 なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決
別記様式第 1 1 号中 て 6 0 日以内に熊本県公安委員会に対して異議申立てをするこ
でに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので
「 この通知に係る開示決定に不服が
定があったことを知った日の翌日から起算し 議申立て又は行政事件訴訟法の規定
とができますが、開示を実施する日の前日ま を 公安委員会となります。)開示決定の
御承知ください。 」 なお、この開示決定について、開
ととなりますので御承知ください。
あるときは、行政不服審査法の規定による熊本県公安委員会に対する異
による熊本県を被告とした（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県
取消しの訴えを行うことができます。 に改める。
示を実施する日の前日までに異議申立て等がないときは、開示されるこ
」

(熊本県警察行政不服審査手続規程の一部改正)

第 2 条 熊本県警察行政不服審査手続規程（昭和 3 9 年熊本県公安委員会規程第 2 号）の
一部を次のように改正する。

様式第13号を次のように改める。

様式第13号

裁 決 (決 定) 書	
第 号 年 月 日 住 所	氏 名 年 月 日付けで申立てのあった審査請求（異議申立て）について、次のとおり裁決（決定）します。
主 文	
理 由	
	年 月 日 熊本県公安委員会 印 (熊本県警察本部長、〇〇警察署長)

教 示 事 項

備考 教示事項の欄には、行政事件訴訟法の規定による教示（再審査請求ができる場合は、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示）を記載すること。

(銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則の一部改正)

第 3 条 銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則(平成 13 年熊本県公安委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

別記様式第 9 号及び別記様式第 10 号を次のように改める。

別記様式第 9 号

熊本県公安委員会達第 号

住 所

氏 名

生年月日

指 示 公 書

銃砲刀剣類所持等取締法第 10 条の 9 の規定により、次のとおり指示します。

1 指示事項

2 理 由

3 履行期限

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部生活環境課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 1 0 号

熊本県公安委員会達第 号

住 所
氏 名
生年月日

取 消 処 分 決 定 通 知 書

年 月 日付け第 号で許可した

は、次の理由により取り消します。

理 由

年 月 日

熊本県公安委員会

印

教 示 事 項

この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 聴聞の通知を行政手続法第 1 5 条第 3 項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合は、行政不服審査法の規定による教示も併せて行うこと。

別記様式第12号及び別記様式第13号を次のように改める。

別記様式第12号

熊本県公安委員会指令第 号

住 所

氏 名

生年月日

申請（不許可・不認定）通知書

年 月 日付け

申請については、次の理由

により（許可、認定）しません。

理 由

年 月 日

熊本県公安委員会

印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部生活環境課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 1 3 号

熊本県公安委員会達第 号

住 所
氏 名
生年月日

教習（練習）資格認定取消通知書

年 月 日付け第 号で認定した
は、次の理由により取り消します。

理 由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

この処分取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 聴聞の通知を行政手続法第 1 5 条第 3 項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合は、行政不服審査法の規定による教示も併せて行うこと。

(火薬類取締法令施行規程の一部改正)

第4条 火薬類取締法令施行規程(昭和41年熊本県公安委員会規程第6号)の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号（甲）及び別記様式第 2 号を次のように改める。

別記様式第 1 号

（甲）

熊本県公安委員会指令第 号

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日付けで許可申請のあった猟銃用火薬類等の

については、次の理由により許可しない。

理 由

年 月 日

熊本県公安委員会

印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部生活環境課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 2 号

熊本県公安委員会達第 号

住 所
氏 名

年 月 日付け熊公 () 第 号で許可した猟銃用火薬類等
の については、次の理由により取り消す。

理 由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部生活環境課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

氏 名

印

請 書

私は、年 月 日付け熊本県公安委員会達第 号によって、
の理由で許可の取消しの通知を受けましたが、これに
ついては何ら不服はありませんので次の許可証を返納します。

本籍
住所

氏名

年 月 日生

許可の種別

番号

許可年月日

(質屋営業法令事務取扱規則の一部改正)

第 5 条 質屋営業法令事務取扱規則(平成 13 年熊本県公安委員会規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第 25 条第 1 項及び同条第 2 項」を「第 25 条第 1 項及び第 2 項」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 行政処分のお知らせは、それぞれ次に掲げる様式により、営業所の所在地の所轄警察署長を経由して行うものとする。

(1) 質屋の許可の取消しにあつては、許可取消処分通知書(別記様式第 8 号)

(2) 質屋営業の停止の命令にあつては、営業停止命令書(別記様式第 9 号)

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号

熊本県公安委員会指令第 号

不 許 可 通 知 書

住居又は居所
氏名又は名称 殿

年 月 日付け質屋営業許可申請については、次の理由により許可しない。

理 由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部生活環境課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第8号及び別記様式第9号を次のように改める。

別記様式第8号

熊本県公安委員会達第 号

許可取消処分通知書

住居又は居所
氏名又は名称 殿

年 月 日付け熊公（ ）第 号で許可した

質屋営業は、次の理由により取り消す。

理 由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 聴聞の通知を行政手続法第15条第3項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合は、行政不服審査法の規定による教示も併せて行うこと。

別記様式第 9 号

熊本県公安委員会達第 号

営 業 停 止 命 令 書

住居又は居所
氏名又は名称 殿

年 月 日付け熊公（ ）第 号で許可した

質屋営業は、次の理由により

年 月 日から
年 月 日まで
日間

その営業を停止する。

理 由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

この処分取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 聴聞の通知を行政手続法第15条第3項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合は、行政不服審査法の規定による教示も併せて行うこと。

(古物営業法令事務取扱規則の一部改正)

第6条 古物営業法令事務取扱規則(平成13年熊本県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号

熊本県公安委員会指令第 号

不 許 可 通 知 書

住居又は居所

氏名又は名称

殿

年 月 日付けで申請のあった古物営業の許可については、古物営業法第4条の規定により許可しない。

理 由

年 月 日

熊本県公安委員会

印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部生活環境課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第4号から別記様式第6号までを次のように改める。

別記様式第4号

熊本県公安委員会達第 号

許可取消処分通知書

住居又は居所

許可年月日

許可証番号

氏名又は名称

殿

第6条

古物営業法 の規定により、古物営業の許可を取り消した

第24条

ので通知する。

理 由

年 月 日

熊本県公安委員会

印

教 示 事 項

この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 聴聞の通知を行政手続法第15条第3項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合は、行政不服審査法の規定による教示も併せて行うこと。

別記様式第5号

熊本県公安委員会達第 号

指 示 書

住居又は居所
氏名又は名称

殿

古物営業法第23条の規定により、次のとおり指示する。

指示事項

理 由

年 月 日

熊本県公安委員会

印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部生活環境課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 6 号

熊本県公安委員会達第 号

営 業 停 止 命 令 書

住居又は居所
氏名又は名称

殿

古物営業法第 2 4 条の規定により、次のとおり古物営業の停止を命ずる。

停止の範囲

停止の期間

年 月 日から
年 月 日まで 日間

理 由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 聴聞の通知を行政手続法第 1 5 条第 3 項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合は、行政不服審査法の規定による教示も併せて行うこと。

(熊本県道路交通規則の一部改正)

第7条 熊本県道路交通規則(昭和47年熊本県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記様式第 2 2 号を次のように改める。

別記様式第 2 2 号 (第 3 0 条関係)

熊公委達 () 第 号 年 月 日 運転免許試験合格取消通知書			
住所 氏名 殿 熊本県公安委員会 印			
道路交通法第 9 7 条の 3 の規定により、あなたの運転免許試験の合格決定の取消し及び受験の停止 (年 月 日から 年 月 日まで 日間) を決定したので通知します。 なお、当該運転免許試験に係る免許は、この通知を受けた日に効力を失うこととなります。			
試験合格年月日	年 月 日	免許交付年月日	年 月 日
合格免許の種類、番号	免許 第 号		
取消しの理由	年 月 日の運転免許試験で不正受験 () したもの		

教 示 事 項

この処分取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として (訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。) 提起することができます (なお、処分通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)

備考 聴聞の通知を行政手続法第 1 5 条第 3 項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出席しなかった場合は、行政不服審査法の規定による教示も併せて行うこと。

請 書			
年 月 日			
熊本県公安委員会 殿			
氏名 印			
年 月 日熊公委達 () 第 号の運転免許試験合格取消通知書を受け取りました。免許証は返納します。			

備考 受領者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則の一部改正)

第 8 条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則(平成 14 年熊本県公安委員会規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号（第4条関係）

第 号

認定に関する通知書

住所

氏名又は名称

殿

年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第3項の規定により、認定しないこととしたので通知します。

理由

年 月 日

熊本県公安委員会



教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部交通企画課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 1 1 号及び別記様式第 1 2 号を次のように改める。
別記様式第 1 1 号 (第 7 条関係)

第 号
認定取消処分通知書
認定年月日
認定証番号
住所
氏名又は名称 殿
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、自動車運転代行業の認定を取り消したので通知します。
理由
年 月 日
熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 聴聞の通知を行政手続法第 1 5 条第 3 項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合は、行政不服審査法の規定による教示も併せて行うこと。

別記様式第12号 (第7条関係)

指 示 書

第 年 月 日 号

殿

熊本県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第22条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

主たる営業所の所在地	
自動車運転代行業者名	
指示事項	など最高速度違反行為を防止するため必要な措置を講ずること。
指示の理由	

(注意)

この指示に違反した場合は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第1項等の規定による営業停止の処分を受けることがあります。

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部交通指導課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
 - この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第12号の3から別記様式第14号までを次のように改める。

別記様式第12号の3（第7条関係）

指 示 書

第 年 月 号
日

殿

熊本県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第58条の4の規定に基づき、次のとおり指示する。

指示に係る自動車	使用の本拠の位置	
	自動車(登録)番号	
指示事項		など過積載運転行為を防止するため必要な措置を講ずること。
指示の理由		

（注意） この指示を受けた日から1年以内に当該自動車について過積載運転行為が行われたときは、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第3項の規定による自動車の使用制限の処分を受けることがあります。

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部交通指導課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第12号の4 (第7条関係)

指 示 書

第 年 月 日
号 日

殿

熊本県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第66条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

主たる営業所の所在地	
自動車運転代行業者名	
指示事項	など過労運転を防止するため必要な措置を講ずること。
指示の理由	

(注意)

この指示に違反した場合は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第1項等の規定による営業停止の処分を受けることがあります。

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部交通指導課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 1 2 号の 5 (第 7 条関係)

指 示 書

第 年 月 日 号

住所
氏名又は名称 殿

熊本県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第 2 2 条第 1 項
第 2 5 条第 2 項第 1 号の規定により、
次のとおり指示する。

指示事項

理由

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部交通企画課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 1 3 号 (第 7 条関係)

第 号

営業停止命令書

住所
氏名又は名称 殿自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第 2 3 条第 1 項
第 2 5 条第 2 項第 2 号 の規定によ

り、次のとおり自動車運転代行業の停止を命ずる。

1 営業停止の範囲

2 営業停止の期間

年 月 日から
日間
年 月 日まで

3 理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部交通企画課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第14号 (第7条関係)

第 号

営業廃止命令書

住所

氏名又は名称

殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第24条第1項 の規定によ
り、次の理由により自動車運転代行業の廃止を命ずる。
第25条第2項第3号

理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部交通企画課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(地域交通安全活動推進委員に関する規程の一部改正)
第9条 地域交通安全活動推進委員に関する規程(平成3年熊本県公安委員会規程第2号)
の一部を次のように改正する。

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号（第7条関係）

解 嘱 状

殿

道路交通法第108条の29第5項の規定により、地域交通安全活動推進委員
を解嘱します。

年 月 日

熊 本 県 公 安 委 員 会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部交通企画課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(自動車の保管場所の確保等に関する法律事務取扱規程の一部改正)
第10条 自動車の保管場所の確保等に関する法律事務取扱規程(平成3年熊本県公安委員会規程第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号（裏面）を次のように改める。

（裏面）

注 意 事 項

1 運行供用が制限された自動車については、熊本県公安委員会（以下「公安委員会」という。）により、保管場所が確保されている旨の確認を受けるまでの間は、運行してはいけません。

運行した場合は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処されます。

2 保管場所を確保した場合は、自動車保管場所確保申告書により公安委員会に申告し、保管場所を確保した旨の確認を受けてください。

3 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

4 その他不明の点は、下記の連絡先に問い合わせてください。

連絡先

熊本県警察本部交通規制課

電話 （096）381-0110（内線 ）

備考 聴聞の通知を行政手続法第15条第3項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合は、行政不服審査法の規定による教示も併せて行うこと。

(指定講習機関の指定等に関する規程の一部改正)

第11条 指定講習機関の指定等に関する規程(平成2年熊本県公安委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

第8条中「別記様式第8号」の次に「又は別記様式第8号の2」を加える。

別記様式第2号中「(免)」を「()」に改める。

別記様式第4号を次のように改める。

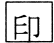
別記様式第4号（第5条関係）

熊公委達（ ）第 号

解 任 命 令 書

年 月 日

殿

熊本県公安委員会 

道路交通法第108条の5第3項の規定により、次のとおり 指導員の
解任を命ずる。

- 1 解任する指導員の住所及び氏名
住 所
氏 名
- 2 解任する理由

教 示 事 項

この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考1 聴聞の通知を行政手続法第15条第3項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合は、行政不服審査法の規定による教示も併せて行うこと。

- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列第4番とする。

別記様式第 8 号を次のように改める。

別記様式第 8 号（第 8 条関係）

熊公委達（ ）第 号

指定講習機関の指定の取消通知書

年 月 日

名 称（氏名）

所在地（住所） 殿

熊本県公安委員会 印

道路交通法第 108 条の 11 第 1 項の規定により、指定講習機関としての指定を取り消す。

指定番号	
取 消 し 理 由	

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部 経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列第 4 番とする。

別記様式第 8 号の次に次の 1 様式を加える。

別記様式第 8 号の 2 (第 8 条関係)

熊公委達 () 第 号

指定講習機関の指定の取消通知書

年 月 日

名 称 (氏名)

所在地 (住所) 殿

熊本県公安委員会 印

道路交通法第 108 条の 11 第 2 項の規定により、指定講習機関としての指定を取り消す。

指定番号	
取 消 し 理 由	

教 示 事 項

この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として (訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます (なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

備考 1 聴聞の通知を行政手続法第 15 条第 3 項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合は、行政不服審査法の規定による教示も併せて行うこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列第 4 番とする。

別記様式第9号を次のように改める。

別記様式第9号（第9条関係）

熊公委達（ ）第 号

適 合
監 督 命 令 書

年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

第1項

道路交通法第108条の8 の規定により、次の措置を採ることを命ずる。

第2項

命令事項	
------	--

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部 経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列第4番とする。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県警察本部告示第9号

熊本県警察本部長が管理する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年9月1日

熊本県警察本部長 樋口 真人

熊本県警察本部長が管理する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程
熊本県警察本部長が管理する行政文書の開示等に関する規程（平成14年熊本県警察本部告示第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 3 号及び別記様式第 4 号を次のように改める。

別記様式第 3 号

行政文書部分開示決定通知書		
熊本県警察本部指令第 号		
住所 氏名		
年 月 日付で請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第 1 1 条第 1 項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。		
年 月 日		
熊本県警察本部長 印		
行政文書の名称		
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時
	場所	
開示の実施の方法		
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	円
	2 写しの送付に要する費用	郵便切手 円分
開示しないこととした部分並びに開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由		
担 当 所 属	電話番号	内線
備 考		
<p>注 1 指定された開示を実施する日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当所属に電話等で連絡してください。</p> <p>2 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。</p> <p>3 行政文書の開示によって得た情報は、条例第 4 条の規定により適正に使用しなければなりません。</p> <p>4 写しの作成及び送付には、電磁的記録を用紙に出力したもの又は複製物の作成及びこれらの送付を含みます。</p>		
教 示		
<p>1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>		

（日本工業規格 A 4）

別記様式第 4 号

行政文書不開示決定通知書

熊本県警察本部指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第 1 1 条第 2 項の規定により、次のとおりその全部を開示しないことと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県警察本部長 印

行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	1 条例第 7 条第 号に該当 2 条例第 1 0 条に該当 3 その他 (理 由)
担 当 所 属	電話番号 内線
備 考	

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

(日本工業規格 A 4)

「 なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定別記様式第 1 1 号中 て 6 0 日以内に熊本県公安委員会に対して審査請求をすることが
に審査請求がないときは、開示されることとなりますので御承知

「 この通知に係る開示決定に不服がある
があったことを知った日の翌日から起算し 査請求又は行政事件訴訟法の規定による
できますが、開示を実施する日の前日まで を 安委員会となります。)開示決定の取消し
ください。 」 なお、この開示決定について、開示を
となりますので御承知ください。

ときは、行政不服審査法の規定による熊本県公安委員会に対する審
熊本県を被告とした(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公
の訴えを行うことができます。 に改める。

実施する日の前日までに審査請求等がないときは、開示されること

附 則

この規程は、平成 1 8 年 9 月 1 日から施行する。

くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会公告第 2 号

くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 18 年 9 月 1 日

くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会長

- 1 開催日時
平成 18 年 9 月 6 日(水)
午前 10 時から(2 時間程度)
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁新館 2 階「多目的 AV 会議室」
- 3 会議内容
(1) 熊本県次世代育成支援行動計画(くまもと子育て・子育て応援大作戦)の平成 17 年度の実施状況について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、氏名、住所を記入し、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会事務局(熊本県健康福祉部少子化対策課次世代育成支援班)
(電話 096-333-2225)